

《修士論文要旨》

## 舒明朝における飛鳥の土地利用と王権構造

中 村 真\*

### 要 旨

7世紀を通じて、奈良県高市郡明日香村は日本の古代都市飛鳥として栄え、宮殿や寺院、庭園・苑池等がいたるところで造られ、飛鳥の都市景観を形成していた。その様相を解明しようと奈良文化財研究所（かつては奈良国立文化財研究所）、奈良県立橿原考古学研究所、明日香村教育委員会、橿原市教育委員会、桜井市教育委員会と複数の機関によって開発に伴う発掘調査だけでなく、学術目的の発掘調査が行われ、毎年多くの成果報告がなされている。

しかし、これらの調査は遺構保護の観点から7世紀後半の上層遺構を中心に行われており、その下層の7世紀中頃以前の考古学的研究は報告数の少なさ故にあまり活発的に行われていない。

このような状況ではあるが、酒井龍一氏は7世紀前半の数少ない調査報告からその時期の遺構の多くが北で西に20°傾いて検出されていること（以下、西偏）に着目し、さらに同時代に営まれた奈良県生駒郡斑鳩町の法隆寺若草伽藍を含む斑鳩地域に同じ傾きを有する地割が存在し、これまでの研究で都市計画の存在が指摘されていることを基にして、「推古朝都市計画」として飛鳥・斑鳩の都市計画復元を行った。ところが、この復元案を示した論文には考古学的分析がほとんど示されておらず、さらに従来の上野和人氏による飛鳥の方格地割否定論もあり、広く注目を得たとは言えない状況であった。このような現状ではあるが、酒井氏の復元案発表後に都市計画が想定される範囲から20°前後の西偏遺構が検出されており、さらに既往の報告を見直すと酒井氏が見逃していたと思われる西偏遺構が見つかった。

本論ではこのような経緯から酒井氏の「推古朝都市計画」における飛鳥の土地利用に再検討を加え、修正・補強案を提示した。また、この都市計画が施工された時代に飛鳥に宮殿を置いていた舒明天皇の百濟大寺建立から当時の王権構造を詳しくみた。

本論第1部は上記の研究を行うにあたっての研究史を概観し、都市計画復元において留意する点をまとめた。特に黒崎直氏が都市計画の「全体計画」と「個別計画」があるとしている点は、発掘調査で検出される同時代遺構で見られる「例外」を理解する際に注目できるものであった。

第2部では実証的研究として、飛鳥地域での発掘調査報告を基に7世紀前半の遺構についての検討を加え、酒井氏の都市計画に対する新復元案を提示した。7世紀前半の飛鳥地域には上記のような西偏建物だけでなく、既存の飛鳥寺に代表される正南北・正東西を基調とした施設や道路が存在していた。これらは都市計画の中でもその方位を変えることなく、取り込まれ併存している

平成25年度 \*文学研究科文化財史料学専攻

た。西偏遺構の検討では、酒井氏の示した都市計画は雷丘付近を北限としていたが、それより北に位置する大官大寺下層や香具山西南麓でも西偏遺構が複数見つかり、西偏都市計画が北へ伸びることがわかった。この西偏都市計画が採られた背景として、飛鳥の都が本格的に整備される直前に島庄遺跡でいくつかの西偏する石組暗渠や溝が造られていることに着目した。島庄遺跡外へ目を向けると、飛鳥のいたる所で7世紀前半の西偏する暗渠や溝が検出されていることが分かった。さらに現在の明日香村岡や橘の集落に水を流す飛鳥川に設けられた堰が島庄遺跡南西部にあり、これらの堰が古代まで遡る可能性が出てきた。これら飛鳥の導水環境に着目したことで、飛鳥の西偏遺構は7世紀以前の飛鳥開発ですでに整備された導水施設を基準とした都市計画の上で成立した可能性が高くなった。

第3部では舒明天皇を取り巻く王権に関する考察である。舒明天皇の即位は先帝推古天皇の遺言がなくとも、当時の王位継承方法からいうと順当なものであったと評価できる。さらに舒明天皇の功績とされる百済大寺建立は天皇の意思によるものではあるが、従来の王権内の決定機関である群臣の合議制を経て彼らの協力の下で実現したものとみることができる。そして「舒明天皇発願の百済大寺」建立の地は近年その全容が判明した桜井市吉備の吉備池廃寺ではなく、従来の説にあるように広陵町百済である可能性が少ない考古資料から想定できるようになってきた。吉備池廃寺は罹災してその後舒明天皇が崩御したことで造営中断していた百済大寺建立をその場所を変えて皇極天皇によって造営されたものである。このように、舒明天皇を取り巻く王権は天皇を中心とする従来通りの構造を持っているといえる。